

武豊町ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が所有する施設（以下「施設」という。）に愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を付与することにより新たな財源を確保し、施設の付加価値、魅力及び町民サービスの向上を図るとともに、地域経済の活性化を図るため実施するネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 法人格を有する団体をいう。
- (2) ネーミングライツ事業 町との契約によりネーミングライツを付与された事業者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）からその対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得ることをいう。
- (3) 愛称 ネーミングライツパートナーが命名した名称をいう。

(事業の基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、施設の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

2 町は、ネーミングライツ事業により決定した愛称を積極的に使用するものとする。ただし、条例等に規定する施設の名称については、変更しないものとする。

(ネーミングライツパートナーの要件)

第4条 ネーミングライツパートナーとなることができる事業者は、別表第1のいずれにも該当しないものとする。

(愛称の表記の条件)

第5条 ネーミングライツパートナーが表記する愛称は、町民に不利益を与えない中立性のあるものとし、かつ、別表第2のいずれにも該当しないものとする。

(対象施設の選定)

第6条 ネーミングライツ事業の対象となる施設の選定は町長が行うものとする。ただし、選定しようとする施設が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行っている施設又は管理を行うことを予定している施設（以下「指定管理者制度の導入施設」という。）の場合は、町長と指定管理者が協議のうえ、選定するものとする。

(ネーミングライツの付与期間)

第7条 ネーミングライツを付与する期間は、原則3年から5年とし施設の性格等に応じて町長が決定する。ただし、指定管理者制度の導入施設については、その指定管理の期間を考慮し、適切な期間を定めることができる。

(募集)

第8条 ネーミングライツパートナーの募集は、対象施設ごとに募集期間、ネーミングライツ料、審査基準その他ネーミングライツ事業の実施について必要な事項を定め、町ホームページ、広報紙等により広く募集するものとする。

(応募)

第9条 前条の募集に応募する事業者は、ネーミングライツパートナー申込書（様式第1号）及びネーミングライツパートナー申込みに係る誓約書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 事業者の概要を記載した資料
- (2) 法人登記に係る登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し。ただし、発行後3か月以内のもの
- (3) 町外を所在地とする事業者については、納期限が到来している直近の市区町村民税（法人町民税）の納税証明書
- (4) 直近1か年の決算報告書
- (5) 地域貢献の活動実績又は計画書
- (6) 愛称に商品名を使用する場合は当該商品の概要がわかるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

(審査機関)

第10条 ネーミングライツ事業に係る審査は、別に定める審査基準に基づき、ネーミングライツパートナーの適正、愛称、ネーミングライツ料等について、武豊町広告掲載要綱第18条に規定する武豊町広告審査会に付議し、ネーミングライツパートナーの可否及び優先交渉者の順位を審査するものとする。

(優先交渉者の決定及び通知)

第11条 町長は、前条の規定による審査結果に基づき、ネーミングライツパートナーの可否及び優先交渉者の順位を決定するものとする。
この場合において、町長は審査結果をネーミングライツパートナー審査結果通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による優先交渉者の順位がより高い事業者と契約に係る必要事項について協議を行うものとする。

3 協議が整わなかったときは、次点順位の事業者と協議を行うことができるものとする。

(採用の決定及び契約の締結)

第12条 町長は、前条第2項又は第3項に基づく協議により採用を決定した事業者へネーミングライツパートナー採用決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた事業者はすみやかに町と契約の締結をすることとする。

(費用負担区分)

第13条 ネーミングライツ事業に係る町とネーミングライツパートナーの費用負担の区分は、別表第3のとおりとする。

(ネーミングライツ料の納入)

第14条 ネーミングライツパートナーは、町長が指定する期日までに町の発行する武豊町財務規則(昭和61年規則第11号)に定める納入通知書により、年度ごとに一括でネーミングライツ料を納入しなければならない。

(愛知県屋外広告物条例の遵守)

第15条 町長及びネーミングライツパートナーは、対象施設、施設案

内看板等への愛称の表記については、愛知県屋外広告物条例（昭和39年愛知県条例第56号）の規定を遵守しなければならない。

（愛称の変更の禁止）

第16条 愛称は、ネーミングライツを付与する期間内は原則として変更することができない。ただし、町長が愛称の変更を必要と認める場合はこの限りでない。

（愛称の周知）

第17条 町長は、決定した愛称を広く周知するものとする。

（契約解除の申出）

第18条 ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ事業の継続が困難な場合には契約解除を希望する1年前までに契約の解除を申し出ることができる。

2 ネーミングライツパートナーは、前項の規定により契約の解除を申し出るときは、ネーミングライツパートナー契約解除申出書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（ネーミングライツパートナーの取消し）

第19条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ネーミングライツパートナーを取り消すことができる。

（1） 指定した期日までにネーミングライツ料の納入がないとき。

（2） ネーミングライツパートナーが、法律、条例等に違反し、又はそのおそれがあるとき。

（3） ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的な信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

（4） 前条の規定により、ネーミングライツパートナーから契約解除の申出があったとき。

（5） ネーミングライツパートナーが別表第1に該当するに至ったとき。

（6） その他ネーミングライツパートナーとして適当でない町長が認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定によりネーミングライツパートナーを取り消したときは、ネーミングライツパートナー取消決定通知書（様式第6

号)によりネーミングライツパートナーに通知するものとする。

3 第1項の規定によりネーミングライツパートナーを取り消した場合、既に納入されたネーミングライツ料は、返還しないものとする。

(次回の契約)

第20条 ネーミングライツパートナーは、当該施設に係る次回の契約に際して、優先的に交渉することができるものとする。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業及びこれらに類似する業種
(2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第2項に規定する貸金業を営む者(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する銀行を除く。)
(3) たばこの製造又は販売業(電子たばこ等を含む。)
(4) 政治団体
(5) 宗教団体
(6) ギャンブル(公営競技及び宝くじを除く。)に係るもの
(7) 社会問題を起こしている業種や事業者
(8) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
(9) 興信所・探偵事務所等
(10) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生の手續中の事業者
(11) 各種法令に違反しているもの
(12) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
(13) 市区町村民税を滞納し、又は正当な理由なく町に対する債務を

履行していない者
(14) 武豊町暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
(15) 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している法人等又は団体
(16) 自己、その属する法人等若しくは法人等以外の団体又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
(17) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
(18) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
(19) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
(20) 武豊町指名停止等取扱要領に基づく指名停止を受けている者
(21) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
(22) 指定管理者制度の導入施設である場合は、ネーミングライツパートナー募集時点の指定管理者の事業目的と競合するもの
(23) その他町長が適当でないと認めるもの

別表第2（第5条関係）

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
(2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
(3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
(4) 政治性又は宗教性があるもの
(5) 社会問題についての主義主張

(6) 個人又は事業者の名刺広告
(7) 著作権、商標権その他知的財産権を侵害するもの、又はそのおそれのあるもの
(8) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
(9) 特殊な字体等、看板等に愛称を表記するにあたって困難をきたすもの
(10) その他町長が適当でないとするもの

別表第3（第13条関係）

項目	施設管理者 (町、指定 管理者)	ネーミングライツ パートナー
施設看板、敷地内外の看板及びサインシステム等の表示変更及び新規設置費用 ※1		○
原状回復費用 ※2		○
パンフレット等、印刷物やホームページの表示変更 ※3	○	

※1 各種看板及びサインシステム等の表示変更は、町の提示する箇所について行うものとする。また、ネーミングライツパートナーの提案による新規看板等の設置や町の提示する箇所以外の既設看板等の変更については、可否も含め町や関係機関と協議のうえ、決定する。

※2 第12条の規定による契約期間の満了、第19条の規定による取消しに伴う場合とする。

※3 パンフレット等の更新時期に合わせて随時変更する。